

## 佐賀県地域医療対策協議会運営要綱

平成 31 年 3 月 21 日健康福祉部長決裁

## (目的)

第 1 条 この要綱は、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 23 の規定に基づき設置する佐賀県地域医療対策協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (委員)

第 2 条 協議会は、別紙に掲げる者（以下「委員」という。）で構成する。

- 2 協議会に、会長及び副会長一人を置く。
- 3 会長は、委員の互選により定め、副会長は会長が指名する。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 委員は、都合により協議会を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

## (臨時委員)

第 3 条 協議会は、特別の事項を協議するため、その都度、当該特別の事項に関し専門知識を有する者を臨時の委員（以下「臨時委員」という。）として出席させることができる。

## (オブザーバー)

第 4 条 協議会は、専門的な立場から助言を得るため、オブザーバーを置くことができる。

- 2 協議会は、必要に応じて、オブザーバーに意見等を求めることができる。

## (運営)

第 5 条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は原則公開とし、医師や患者の情報、医療機関の経営に関する情報等を扱う場合には、非公開とする。
- 3 協議会は、委員の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 協議会の議事は、出席した委員（臨時委員を含む。）の過半数でこれを決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 5 協議会に、専門的な事項について検討するためのワーキンググループを設置することができる。
- 6 ワーキンググループの構成は、協議会において別に定める。

## (事務局)

第 6 条 協議会の庶務は、健康福祉部医務課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 佐賀県地域医療支援センター運営委員会運営要領は廃止する。

(別紙) 佐賀県地域医療対策協議会委員等名簿

氏名	所属・職	厚労省運営指針区分	備考
山下 秀一	佐賀大学医学部附属病院院長	特定機能病院 臨床研修病院	
河部 庸次郎	国立病院機構嬉野医療センター院長	地域医療支援病院 臨床研修病院 国立病院機構	
佐藤 清治	佐賀県医療センター好生館館長	地域医療支援病院 公的医療機関 臨床研修病院	
北島 吉彦	国立病院機構東佐賀病院院長	地域医療支援病院 国立病院機構	
志田原 哲	唐津赤十字病院院長	地域医療支援病院 公的医療機関 臨床研修病院	
円城寺 昭人	国立病院機構佐賀病院院長	地域医療支援病院 臨床研修病院 国立病院機構	
桃崎 宣明	伊万里有田共立病院院長	地域医療支援病院 公的医療機関	
藤田 博正	新武雄病院院長	民間病院 臨床研修病院	
古賀 義行	佐賀県病院協会会長	民間病院 地域医療関係団体	
松永 啓介	佐賀県医師会会長	診療学識経験者団体	会長
森永 幸二	佐賀県医師会副会長	診療学識経験者団体	
美川 優子	佐賀県医師会常任理事	診療学識経験者団体	
末岡 榮三朗	佐賀大学医学部学部長	医療従事者養成機関	
山元 章生	山元記念病院理事長	社会医療法人	
杠 岳文	国立病院機構肥前精神医療センター院長	国立病院機構	
浅見 昭彦	地域医療機能推進機構佐賀中部病院院長	地域医療機能推進機構	
横尾 俊彦	自治体病院開設者協議会会長	関係市町村	
山口 七重	佐賀県地域婦人連絡協議会会長	地域住民団体	
(オブザーバー) 桐野 高明	佐賀県医療顧問	都道府県	
野田 広	佐賀県健康福祉部医療統括監	都道府県	副会長

(令和2年9月30日現在)